

原子力損害賠償制度の見直しに係る検討課題について〔2〕

【原子力損害賠償に係る制度の在り方】

＜1. 無過失責任、責任集中＞

(1) 原子力事業者の無過失責任について

i) 法制定時の経緯

民法第 709 条は過失責任を採用しているが、原子力事業は現代科学技術の最先端を行くものであり、被害者に原子力事業者の故意・過失を立証させることは、被害者保護の精神に欠けると認められることから、原子力事業者は無過失責任を負うものとされている。このように、無過失責任を採用する他の立法例としては、原賠法制定以前には鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）があり、原賠法制定以降も大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）や水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）等がある。

無過失責任は、過失を要件とせずに賠償責任を負わせるものであることから、独自の帰責事由が要求されることとなる。この点については、危険責任と報償責任という考え方があり、原子力事業者の無過失責任は危険責任を根拠として認められたものとされている。原子力開発利用は、多大な投資を必要とする先端的な巨大技術であり、また、安全規制にも見られるとおり、最新の知見の反映が求められている。

ii) 諸外国の原賠制度及び関連条約

諸外国の原賠制度や関連条約では、原子力事業者は無過失責任を課すことが共通原則となっており、我が国が締結している原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「CSC」という。）においても、無過失責任制度が採用されている。

【論点 1】

原子力事業者の無過失責任については、我が国が締結している CSC を踏まえ、危険責任の考え方に立ち、被害者の保護を図る必要があると考え、現行どおり無過失責任を維持することが適当ではないか。

(2) 原子力事業者への責任集中及び求償権の制限について

i) 法制定時及び改正時の経緯

原賠法第4条は原子力事業者への責任集中について規定しているが、その根拠について、法制定時には、①被害者が賠償請求の相手方を容易に特定できる、②機器等の資機材提供の取引をしている事業者（以下「関連事業者」という。）を被害者の賠償責任との関係で免責することにより、資材供給等の取引を容易にする、③保険契約者や対象施設が重複なく保険による賠償措置を講じることができるため、原子力事業者のために提供される保険の引受能力を最大化することができる、といった観点から制度化されているものである。

また、製造物責任法（平成6年法律第85号）の制定時には、同法附則において原賠法を一部改正し、責任集中の趣旨を徹底するため、原子力損害については製造物責任法を適用除外することとしている。

さらに、求償権の制限については、現行の原賠法第5条第1項において、自然人の故意により損害が発生した場合に求償権を有することとし、同条第2項において、特約を結ぶことを妨げないこととしている。求償権の制限について、法制定時は、①一般第三者の故意又は過失による場合、②資材若しくは役務の供給者又はその従業員の故意による場合、にそれぞれ求償権を有することとしていた。その後、昭和46年改正で、過失により一般の第三者が巨額の求償を受けることは酷である等の理由により、関連事業者と同様に故意のある場合に限定された。さらに、平成26年改正で、CSCを締結するに当たり必要な法改正が行われたが、その際、現行のとおり求償権の制限に関する規定が改正された。

ii) 諸外国の原賠制度及び関連条約

諸外国の原賠制度や関連条約では、原子力事業者への責任集中及び求償権の制限が共通原則となっており、我が国が締結しているCSCにおいても、責任集中の原則が採用されている。

iii) 責任集中の考え方について

上述のとおり、責任集中及び求償権の制限については、被害者による賠償請求先の特定の容易化のほか、関連事業者による資機材の安定供給の確保、保険の引受能力の最大化を根拠として規定されたものである。

原子力事業者への責任集中を行うことで賠償請求先を明確にし、迅速な救済を図ることにより被害者の保護に資するものと考えられる。また、関連事業者については、責任集中及び求償権の制限により、過失等が認められた場合にも相応の責任を負わないのは不当であって、安全確保に対する意識や事故の抑止効果が低減されるとの考え方もあり得る。この点については、現行の原賠法では、原子力事業者と関連事業者との間で求償権に関する特約を交わすことができることとしており、関連事業者は常に免責されるものではない。さらに、保険の引受能力の最大化については、現時点で特

に見直さなければならない理由はないと考えられる。

【論点 2】

原子力事業者への責任集中及び求償権の制限は、我が国が締結しているCSCを踏まえ、被害者による賠償請求先の特定の容易化、関連事業者による資機材の安定供給の確保、保険の引受能力の最大化を図る必要があると考え、引き続き、現行どおり責任集中及び求償権の制限を維持することが適当ではないか。

☑ 現行制度では、製造物責任法に基づく被害者から関連事業者に対する賠償請求を認めていないが、被害者の迅速な救済を図る観点から、原子力事業者が一義的に賠償責任を負うことには合理性があると考え、引き続き、製造物責任法を適用しないことが適当ではないか。

iv) 国家賠償法との関係について

公務員の故意又は過失によって損害が生じた場合、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）による国又は公共団体の損害賠償責任が問題となるが、原子力事業者の損害賠償責任と、行政主体の国家賠償責任との関係についての意見がある。

原子力施設に対しては、国は、原子炉等規制法に基づく許認可等を行い、原災法等に基づく災害の発生防止に必要な措置等を講ずることとされており、これらの権限の行使・不行使による損害が生じたとして国家賠償法に基づく賠償責任が認められる場合があり得る。

原賠法では、原子力事業者に対して責任を集中しているため、これにより、国又は地方公共団体の責任が免除されるかどうかとの議論がある。これは、責任集中の射程の問題ともなるが、上述のとおり、原子力事業者への責任集中の根拠が、被害者による賠償請求先の特定の容易化と関連事業者による資機材の安定供給等にあるのであれば、国又は地方公共団体まで免責とする趣旨は含まれていないと解することができると考えられる。

【論点 3】

原子力事業者への責任集中の原則の立法趣旨に鑑みれば、国家賠償法に基づく賠償責任が認められる場合にまで免責する趣旨ではないと考え、国家賠償請求はされ得ると解することができるのではないか。